

子どもたちに「ヤングケアラー」への認識を深めてもらうためポスターを作成

「ヤングケアラー」の問題は表面化しにくい構造であるため、学校でしっかり把握を行うために相談体制を整える必要があります。そこで、子ども自身の認識を促し、相談へつなぐことができるよう、市内の3人の教諭が協力してポスターを作成しました。

今後は、市内の小中学校や児童センターなどにポスターを掲示し啓発していくことで、できるだけ早く相談につなぎ、きめ細かな支援をしていきます。

■ヤングケアラーとは

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども。

■ヤングケアラーの早期発見、早期対応のために、子ども自身にヤングケアラーへの認識を促すポスターを作成し、子どもが見る機会がある施設（市内小中学校や児童センターなど）に掲示します。市内小学校の先生方3名が絵を描きました。

■ポスター「こんなことで悩んでいませんか？～悩んでいたら相談しよう～」を掲示

日時：8月20日（金）～

場所：市内11小中学校

千鳥児童センター、ししぶ児童センター、米多比児童館

古賀市子育て支援課、青少年支援センター、古賀市立図書館

隣保館、古賀市役所2階

【問い合わせ先】

古賀市教育委員会 学校教育課

担当：井上 電話：092-942-1130



こんなことで 悩んでいませんか？

～悩んでいたら相談しよう～



家族の代わりに、買い物や料理、洗濯、掃除などをしている



家族の代わりに、弟や妹の世話をしている



一人で行動するとあぶない家族と、一緒に行動している

家族が病气なので、薬を飲ませたり声をかけたりなどの世話をしている



家族が日本語が話せないので、代わりに話している



お酒や薬を飲んで、あばれたりおこったりする家族の世話をしている



一人でお風呂やトイレに行けない家族の世話をしている

病气などがある家族に、ご飯を食べさせたり服を着せたりなどの世話をしている



病气などがあるきょうだいの世話をしている



家族のために働いてお金をもらうアルバイトをしている



悩んでいたら、まずは、学校の先生に相談してね。
それがむずかしいときは、下の相談窓口に相談してください。

◆相談窓口◆

- ・古賀市家庭児童相談室
(092) 942-1001
- ・青少年支援センター
(092) 943-2615

- ・学校教育課
(092) 942-1130
- ・こどもホットライン
(092) 641-9999

作成者：古賀市教育委員会
絵：立石 奈央(小野小学校)
吉田奈緒子(古賀西小学校)
荒木 聡美(舞の里小学校)



こんなことで 悩んでいませんか？

～悩んでいたら相談しよう～



家族の代わりに、買い物や料理、洗濯、掃除などを行っている



家族の代わりに、弟や妹の世話をしている



病気などがあるきょうだいの世話をしている



一人で行動するとあぶない家族と、一緒に行動している



家族が日本語が話せないの
で、代わりに話している



家族のために働いてお金を
もらうアルバイトをしている



お酒や薬を飲んで、
あばれたりおこったりする
家族の世話をしている



家族が病気なので、薬を
飲ませたり声をかけたり
などの世話をしている



病気などがある家族に、
ご飯を食べさせたり服を
着せたりなどの世話を
している



一人でお風呂やトイレに
行けない家族の世話を
している

悩んでいたら、まずは、学校の先生に相談してね。それがむずかしいときは相談窓口に相談してください。



◆相談窓口◆

- ・古賀市家庭児童相談室
(092) 942-1001
- ・青少年支援センター
(092) 943-2615
- ・学校教育課
(092) 942-1130
- ・こどもホットライン
(092) 641-9999

作成者：古賀市教育委員会

絵：立石 奈央(小野小学校)、吉田奈緒子(古賀西小学校)、荒木 聡美(舞の里小学校)